

和歌山高齢者生活協同組合 旅行倶楽部 オリジナル企画! 島根・鳥取を訪ねる旅 **3**日間

2019年11月20日(水)出発

■旅行代金(大人お一人様/
4名様一室ご利用の場合)

75,000円

日本一の日本庭園や横山大観
などの日本画で有名

(注)米国の日本庭園専門誌「ジャーナルオブジャパニーズ
ガーデニング(JOJG)2018年「日本庭園ラジキンク」より

但馬の小京都と
呼ばれる城下町

イメージ



出石町
出石永楽館

イメージ

出石町
辰鼓楼

足立
美術館

イメージ

『怪談』や『骨董』といった著作で
知られる小泉八雲に関する
収蔵品を展示した記念館



小泉八雲旧居
記念館

イメージ

国宝松江城と堀川めぐりの遊覧船



松江城
堀川めぐり

イメージ

山陰を代表する温泉地 玉造温泉と夢千代の里 湯村温泉にご宿泊。

1泊目

玉造温泉

佳翠苑 皆美

指定

2泊目

湯村温泉

佳泉郷 井つつ屋

指定

庭越しに温泉街を望む
開放感あふれる
9階展望露天風呂



露天風呂

外観

数寄屋造りの広く落ち着いた造りが和風の心地よさを
実感させてくれます。巨石と緑を組み合わせた露天風呂
で、くつろぎのひとつをお過ごしください。

源泉から湧出される
豊富な天然温泉を
露天風呂でご満喫下さい

緑あふれる情緒豊かな庭園、開放感あふれる
佇まい。木々を渡る風の声に耳を澄ませ、露天風呂
に浸り、最上のくつろぎをお楽しみください。

露天風呂

旅行日程	4名様一室
2019年11月20日(水)～11月22日(金)	75,000円

※3名様1室の場合、お一人様4,000円増し、2名様1室の場合、お一人様11,000円増し。

■旅程〈大型バス・トイレ付を利用〉

1	11/20 (水)	JR和歌山駅(9:00出発)＝☆西の屋美作店(約45分)＝◎足立美術館(本館・陶芸館)(約1時間35分)＝玉造温泉(17:30頃到着)(泊)
2	11/21 (木)	ホテル発(9:00出発)～▲松江・堀川めぐり遊覧船(約50分)～◎松江城・小泉八雲旧居・記念館(約1時間)＝☆味皆美ふじな亭(名物鯛めしのご昼食)(約55分)＝☆賀露かねまさ浜下商店(約30分)＝湯村温泉(16:50頃到着)(泊) (バス総走行距離:約172km) 朝昼夕
3	11/22 (金)	ホテル発(9:00出発)＝◎出石永楽館(近畿最古の芝居小屋)(約30分)＝★城下町出石散策(名物出石そばのご昼食)(約45分)＝★海鮮せんべい但馬(約30分)＝JR和歌山駅(18:00頃到着) (バス総走行距離:約290km) 朝昼夕

ご案内

※交通凡例(＝バス、～船) ※上記スケジュール及び帰着時間は、交通機関・道路状況等により変更になる場合があります。
 ※◎＝入場観光、▲＝乗車又は乗船にての観光、☆＝ショッピング、★＝食事・ショッピングです。
 ■最少催行人員/25名 ■添乗員/同行致します。 ■バスガイド/乗務致しません。 ■利用予定バス会社/中紀バス(当社基準)
 ■食事回数/朝2回・昼3回・夕2回 【利用ホテル】1日目:[玉造温泉]佳翠苑 皆美指定、2日目:[湯村温泉]佳泉郷 井つづ屋指定
 ※出発日の4日前までに当社から催行中止の連絡がない場合はツアー催行となります。このご旅行の最終日程表はあらためてお送り致します。
 ※バス車内は禁煙とさせていただきますので、予めご了承下さい。
 ※ご参加人数によりましてはバスの座席が相席となる場合があります。(やむを得ず男女のご相席をお願いする場合がございます)
 ※く)内は滞在予定時間及びバス走行距離です。(都合により異なる場合があります)
 ※お客様各位:添乗員は旅程管理に万全を尽くすため、お客様と同行させて頂きます。なお、労働基準法の定めからも勤務中一定の休憩時間を適宜取得させることが必要ですので、お客様各位のご理解とご高配をお願い申し上げます。

阪急交通社基準の利用バス会社は、当社ホームページ内でご確認いただけます。 <https://www.hankyu-travel.com/yakkan/buslist.php>

国内旅行総合保険[1,000円の場合](国内旅行傷害保険特約付帯普通傷害保険)	保険料 おひとり様 1,000円				
国内旅行総合保険保険金額(1泊2日までの旅行)					
死亡・後遺障害*1	入院保険金 日額*1	通院保険金 日額*1	賠償責任*2	救護者費用等*1	携行品損害*3
996.7万円	12,000円	8,000円	3,000万円	100万円	10万円

注(*1)傷害のみ、疾病には適用されません。
 (*2)賠償責任とは…
 旅行行程中に誤って他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりして損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に支払われるものです。(免責金額0円)
 (*3)携行品損害(免責金額3,000円)

※手術保険金は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。

上記は国内旅行傷害保険の特徴を記載したものです(詳しい補償内容は「ご加入のおすすめ」をご覧ください)。お客様は年齢や条件によっては、上記タイプにご加入頂けない場合がございます。詳しくは「ご加入のおすすめ」記載の「ご加入プラン」の注記をご覧ください。また、「ご加入のおすすめ」記載の「重要事項説明書」をご覧ください。取扱代理店:株式会社阪急交通社 引受幹事保険会社:東京海上日動火災保険株式会社19-T00224 作成年月2019年4月

※当日の道路状況やその他の諸事情により帰着場所が集合場所と異なる場合がございます。予めご了承下さい。

お申し込みの際にはこのご旅行条件書(要旨)と別途お渡しする旅行条件書を必ずお読みください

★ご旅行条件(要旨)

(1)募集型企画旅行契約
 ●このご旅行は(株)阪急交通社[観光庁長官登録旅行業第1847号](以下当社といいます)が企画・募集実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。

(2)お申し込み方法
 ●このご旅行のご予約は電話等でお申し込みください。(一部のコースでは郵便・ファクシミリ・その他の通信手段で受け付ける場合もあります)
 ●旅行申込書・振込依頼書をご送付いたします。

(3)旅行契約の成立
 ●お客様との旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、旅行代金の全額または、一部を受領した時に成立するものとします。

(4)お申し込み条件
 ●当社所定の申込書に必要事項をご記入の上お申し込みください。
 ●慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、障がいをお持ちの方、高齢の方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出ください。当社は合理的な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様のご負担となります。また、医師の診断書や所定の「お伺い書」を提出していただく場合があります。

(5)旅行代金のお支払い
 ●旅行代金は全額を旅行開始日の前日から起算してさかのぼって2日前までにお支払い願います。ただし申込金と残金に分かれる旅行に関しては、申込金は当社指定の振込依頼書到着後3日以内、残金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前までにお振込みください。なお、振込手数料は各自でご負担ください。

(6)旅行代金に含まれるもの
 ●旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊費、食事代、旅行取扱料金、添乗員経費、団体行動に必要な心付け、上記諸費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても払い戻しはいたしません。

(7)旅行代金に含まれないもの
 ●前項(6)項のほかは旅行代金には含まれません。その一部を例示いたします。

●電報、電話、食事時の飲み物など個人的な費用。
 ●ご希望者のみ参加されるオプションツアー(別途代金の小旅行等)の代金。
 ●ご自宅から集合、解散地までの往復交通費および自由行動中の費用。
 ●空港施設使用料。●傷害・疾病に関する医療費等。
 ●国内旅行総合保険料。(任意保険)

(8)取消料
 ●お申し込み後、お客様のご都合で旅行を取消される場合は、旅行代金全額についてお1人様につき下記の取消料をいただきます。
 ●お客様のご都合で出発日又はコースを変更された場合も下記の取消料の対象となります。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	の旅行開始日	当日	旅行開始後	旅行開始後
11日前まで	10日～8日前	7日～2日前	当日	旅行開始後
無料	20%	30%	40%	50%
				100%

●お客様の都合で観光先、ホテル、交通機関等旅行内容の変更をされた場合、代金の返金はできませんのでご了承ください。
 ●取消受付日は、当社の営業日・営業時間内にお客様より取消のお申し出を確認した時を基準としています。

(9)お客様の文書
 ●お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって10日前よりお一人様につき1,000円の変更料をいただきます。所定の取消料が1,000円未満の場合は、取消料を適用します。なお、旅行サービス提供機関への旅行者名の登録等の事由により、文書承諾できない場合があります。

(10)当社の責任および免責事項
 ●当社は当社がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。ただし次のような事由による場合は責任を負いません。
 ●天災地変、その他不可抗力の事由によって生じた損害
 ●お客様の法令または公序良俗に反する行為によって生じた損害
 ●運送、宿泊機関等、当社以外の責めによって生じた損害

(11)旅程保証
 ●ご旅行条件書23項にある重要な変更が行われた場合は、その募集型企画旅行契約の都規定により、その変更の内容に応じて旅行代金の1%～5%に相当する額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。
 (2)当社による旅行契約の解除及び催行中止
 ●お客様の人数が契約書面に記載した最少催行人員に満たない時は、旅行の実施を中止することがあります。この場合には旅行開始日の前日より起算してさかのぼって3日目にあたり前日までにご連絡し、お客様からいただいた旅行代金の全額を払い戻します。
 (3)確定書面(最終旅行日程表)
 このご旅行は、パンフレットにてご集合場所・時間をご案内しておりますので、パンフレット及び最終ご案内書が最終日程表となりますので、あらためてお送り致します。
 ★ごスケジュールは、交通機関の都合および現地事情等により旅程見学箇所が変更されることもありますので、あらかじめご了承ください。
 ★道路状況等により帰着が大幅に遅れた場合でも解散場所からご自宅までの交通費につきましては、お客様負担とさせていただきます。あらかじめご了承下さい。
 (4)旅行条件・旅行代金の基準
 ●この旅行条件は2019年6月13日を基準としています。また、旅行代金は2019年6月13日現在有効な運賃・適用規則を基準として算出しています。
 (5)個人情報のお取り扱いについて
 ●お客様よりお預かりする個人情報の取扱いについては、ご旅行条件書巻末の「個人情報のお取り扱いについて」をご参照下さい。
 ※当社はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。
 旅行業約款(募集型企画旅行契約)について
 この条件書に定めのない事項は当社旅行業約款によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。
 総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行の再実施はいたしません。お客様の旅行を取り扱う営業所での取扱いに関する責任者です。この旅行契約に際し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく、左記総合旅行業務取扱管理者にお尋ねください。
 総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行の再実施はいたしません。お客様の旅行を取り扱う営業所での取扱いに関する責任者です。この旅行契約に際し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく、左記総合旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

旅行に関するお問い合わせは

和歌山高齢者生活協同組合
 担 当:神谷・中西・永原・南本
 ☎073-488-1180

旅行のお申込みは

株式会社 阪急交通社 法人団体営業本部
 西日本営業部 大阪団体支店 阪神航空営業課
 ☎06-4795-5945

ご予約後に詳しい旅行条件を説明した書面をお渡しいたしますのでご出発日の14日前までにお申し込みください。

受付時間:平日10:00～17:30(土・日・祝日はお休み) 〒530-8355 大阪市北区梅田2-5-25/ハービスOSAKAF 総合旅行業務取扱管理者 村上 彰一

旅行業公正取引協議会 会員
 ボンド保証会員
 心へ届く旅 阪急交通社 Direct to your heart
 旅行業公正取引協議会 会員
 総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行の再実施はいたしません。お客様の旅行を取り扱う営業所での取扱いに関する責任者です。この旅行契約に際し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく、左記総合旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

お客様の個人情報はお客様との連絡のために利用させていただきますが、お客様がお申し込みいただいた後、運送・宿泊機関の取扱いサービスの取り扱いや変更のための手続きに必要と認められる限り利用させていただきます。また、宿泊機関などへの個人情報の提供について同意の上お申込みいただきます。

パンフレット作成日:2019年6月13日 [96F004] H011935100